

令和6年度第1回桑名市空家等対策協議会

(全体会)

【開催記録】

桑名市役所 3階 第2会議室
令和6年8月27日(火)午後1時30分開催

【 事 項 書 】

- 議題 (1) 副会長の互選について
 - (2) 今年度の主な取り組みについて
 - (3) 空家等管理活用支援法人について
 - (4) 空家等活用促進区域について

- 報告事項
 - (1) 空家等を活用した公営住宅（借上型公営住宅）について

- その他

【桑名市空家等対策協議会委員出席名簿】

(あいうえお順・敬称略)

協議会委員	法告示専門分野	所属等	備考
伊藤 徳宇	市町村長	桑名市長	
伊藤 実	不動産団体役員	(公社) 三重県宅地建物取引業協会 桑名支部 相談役	
岩崎 恭典	大学教授等	四日市大学 名誉教授	欠席
梶 充夫	自治会役員	桑名市自治会連合会 会長	
川上 博樹	警察職員	桑名警察署 生活安全課長	
腰山 健夫	法務局職員	津地方法務局 桑名支局 表示登記専門官	
佐藤 美子	民生委員	桑名市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
佐野 功児	一級建築士	(一社) 三重県建築士会 理事	
中川 恭行	まちづくり等	桑名市商工会議所 青年部 会長	
水谷 勝哉	司法書士	三重県建築士会 会員	
安田 典生	土地家屋調査士	三重県土地家屋調査士会 会員	
渡邊 功	弁護士	三重弁護士会 会員	

【 開催状況 】

令和6年度第1回全体会	委員	事務局	傍聴者
会議出席者等人数	11	6	2



【開催記録】

【事務局（司会）】

令和6年度第1回桑名市空家対策協議会を開催いたします。

本日の会議は、桑名市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開で進めさせていただきます。

なお、傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、各委員の紹介については、委員等名簿に代えさせていただきますが、今年度から異動がありました委員の皆様については、簡単にご紹介させていただきます。

桑名警察署生活安全課長の川上博樹委員でございます。

津地方法務局桑名支局表示登記専門官の腰山健夫委員でございます。

桑名市商工会議所青年部会長の中川恭行委員でございます。

なお、本日、四日市大学名誉教授である岩崎委員におかれましては、ご都合により欠席されております。

また、協議会要綱第6条第2項に定める過半数以上の出席を得ており、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に本協議会の会長である伊藤徳宇市長にご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【伊藤市長】

今年は非常に災害対応について考えさせられることになると感じております。

当市では災害級の暑さといえる40.4度を記録し、また、8月8日には、南海トラフ巨大地震の臨時情報が発表され、一旦解除されましたが、今度は、台風10号が接近しており、現在、警戒対応を行っている状況です。

また、令和6年1月1日に、能登半島地震が発生し、現在も復旧活動が進められていることから、当市としても、様々な分野で職員を派遣させていただき、支援をさせていただいております。

こうした中、半年以上経過し、石川県が公表した5月1日現在の推計人口によると、能登半島地震の被害が甚大だった奥能登4市町では、発災の4月4日から約2,600人が減り、前年同期の3倍以上で人口減少が進んでいることが分かりました。

当市から現地に派遣した職員によると、人口流出を防ぎ、被災地での日常生活を取り戻すために、仮設住宅の供給や公費解体が進められておりますが、ライフラインなどの復興状況に応じてスピード感を持った行政の対応が求められているところ、この分野でご議論いただいておりますこの空家等というものが大きな課題であったということ伺っております。

そして、令和6年4月30日に総務省による住宅・土地統計調査の速報集計結果が公表され、全国の空家等は900万戸となり過去最高となり、三重県では平成28年度は13万戸あった空家等は1万3千戸増加し、14万3千戸となり、本市では、空家等を増加させないためにも、昨年度からは特定空家等に対する除却補助事業を実施し、今年度からは移住促進のための空家等リフォーム補助事業を加え取り組んでおりますが、本日は、更なる空家等対策として、昨年度の法改正により創設された「空家等管理活用支援法人」や「空家等活用促進区域」についても市の考えを議題として挙げておりますので、さまざまな専門分野の皆様の知見から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

【事務局（司会）】

それでは、協議会要綱第6条第1項の規定により議長は会長が務めることとされておりますので、議事進行については伊藤会長にお願いいたします。

【伊藤会長】

それでは、事項書3.「議題（1）副会長の互選について」を事務局から説明をお願いいたします。

議題（1）副会長の互選について

【事務局】

資料（1）の副会長につきましては、協議会要綱第5条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますので、会長から選任をお願いいたします。

【伊藤会長】

それでは、副会長の互選を行いますが、委員の皆様からご意見はありますか。ご意見がない場合は、事務局に推薦していただきますが、よろしいですか。

【委員】

異議なし

【事務局】

それでは、当協議会の設置目的から、三重県住生活基本計画の策定など、広く行政機関の施策への取り組みにご尽力をいただいております岩崎委員を前回に引き続き、お願いしたいと考えております。

【伊藤会長】

事務局より岩崎委員を推薦していただきましたが、ご異議ありませんか。

【委員】

異議なし

【伊藤会長】

異議がないようですので、岩崎委員に副会長を務めていただきますが、本日は欠席であるため、後日、事務局から岩崎委員へ副会長に選任されたことの報告をお願いいたします。

議題（1）は以上とし「議題（2）今年度の主な取り組みについて」を、事務局から説明をお願いいたします。

議題（2）今年度の主な取り組みについて

【事務局】

それでは資料2の今年度の主な取り組みについて、1点目の特定空家等除却補助金は、昨年度からスタートした事業であり、概要としては、特定空家等の所有者などに対して除却費用として最大30万円の補助金を交付しますが、補助の構成として、30万円に対し国費15万円、県費7万5千円、市費7万5千円になります。

昨年度は5件分の予算に対し、5件の実績を上げることができ、受付締切り後も問い合わせがあったことを踏まえ、今年度は3件拡大の8件240万円を確保しており、既に8件中4件は交付決定しております。

問い合わせもまだあるため、8件埋まると想定しておりますが、現在、SNSなどを活用した周知の強化を行っております。

2点目の移住促進空家等リフォーム費補助金は、今年度からスタートした事業であり、概要としては、市外から市内へ移住する方で購入した空家等をリフォームされる場合、最大100万円の補助金を交付しますが、補助の構成として100万円に対し、国費50万円、県費25万円、市費25万円になります。

昨年度に需要調査を行い26人の方が、この補助制度を活用したいと回答をいただいていたため、15件分の1500万円を確保しましたが、申請見込みは1件と想定を大きく下回っている状況の中、三重県は、県外からの移住者には補助金の倍増上乗せに踏み込みました。

従って、当市で置き換えると県外から移住される方には125万円の補助金を交付することができるようになりましたので、来年度からは要綱を一部改定し、補助金を増額することで申請件数を伸ばせるよう取り組んでいきたいと考えております。

3点目の空き家住宅相談会は、令和元年度よりスタートしており、今年度は12月1日に開催しますが、昨年度は過去最大となる15団体による相談会を実施し、相談件数は28件ですが過去最高記録となりました。

また、満足度調査も実施し、92%の方が満足、また、92%の方が次回も参加したいと回答をいただいたことから、満足度が高い相談会となったため、現在、SNSなどや駅前のLEDビジョンを活用したPR放映などを9月から開始し、今年度は更なる来場者の増加を狙っております。

4点目の3回目となる空家等実態調査及び第三期空家等対策計画の策定は、今年度、第二期空家等対策計画が終了することを踏まえ、第三期計画を策定するため、自治会ご協力のもと、空家等実態調査を実施しております。

桑名市自治会連合会長の梶様を始め、自治会長の皆様にはご協力いただき、6月末に調査対象の約600の自治会に調査票を送付し、調査に取り組んでいただいていることから、お礼申し上げます。ありがとうございます。

調査結果は、各自治会長が取り纏め、当課などに提出する運びになっておりますが、現在30%程度回収できております。

前回までは無償で自治会長の皆様にはご協力いただいておりますが、今回から有償とし、基本額3,000円にプラスして1世帯当たり100円を報償金として支払いさせていただきます。

また、平成27年度の第1回の調査では回収率97.7%であり、第2回では99.0%の回収率であるため、今回は100%の回収率を目標としておりますので、調査結果については、次回の協議会で報告させていただきます。

5点目の空家等を活用した公営住宅のあり方は、令和5年度第1回空家等対策協議会で、「公営住宅に関して、今後のあり方を検討する必要があると同時に、住宅困窮者が空家等に住めるような仕組みが必要である」というご意見を委員からいただいたことから、第2回協議会において、本格的に公営住宅のあり方を検討していくこととなったため、「具体的な戦略を練ってほしい」というご意見を踏まえ、令和6年4月から5月の間で、公営住宅入居者を対象に借上型公営住宅への住替え需要調査を実施しましたので、まずは、借上型公営住宅の仕組みについて簡単に説明いたします。

当市は空家等を借上げ、市営住宅入居者に転貸するという構成になるため、家賃については、入居者は市に家賃を、市は空家等オーナーに支払い、この差額の1/2については国からの家賃補助を活用するという仕組みになります。

では、この仕組みのもと、市営住宅の入居者へ住替え需要調査を実施した結果、配布数335件、回収数271件であり、回収率は80.9%ありました。

まずは、借上型公営住宅への入居希望について、希望・検討するが計20%あり、希望しないが約50%で、希望又は検討するとなった理由は、公営住宅は階段での昇降や住戸内設備など使い勝手が悪いからが約44%を占め、逆に入居を希望しない理由として、家賃が上がる可能性があるからが、約30%を占め、次に住み慣れているからが約25%占める結果となり、次に借上型公営住宅に関する意見などについては家賃や利便性に対する内容がほとんどを占めたことから、一番の問題は家賃上昇の件であると考えます。

公営住宅の家賃は最低1万円から2万円程度、最高でも1万5千円から4万円程度で、間取りは主に3DKタイプで、約60㎡程度の床面積です。

そこで、借上型公営住宅に住替えた場合の家賃のシミュレーションをしてみますが、仮設定として昭和57年建築の木造2階建て、延べ床面積110㎡の一般的な住宅にしました。

家賃算定は、公営住宅法に基づき算定するため、算定式に仮設定した条件を当てはめると最低家賃27,000円程度、最高家賃は70,000円程度になる計算であるため、現在、住んでいる市営住宅より家賃は上昇するという結果になります。

公営住宅の入居者は50歳代から80歳代が多く、60歳以上の割合は約70%を占めており、住替え先は、買い物や病院などが近く利便性が良い場所で階段を使わない低層階が好まれ、また、単身又は2人世帯は約87%を占めるため、低価格で、部屋数は多く望まれない傾向にあります。

シミュレーション結果をまとめてみますと、2階建ての場合、延床面積が大きくなり、また、建設年度が新しいほど家賃は高くなるため、公営住宅の家賃より上昇することから、空家等への住替え希望者は、ほぼ見込めないと想定されますが、空家等実態調査を活用することで、安価となりそうな物件を抽出し、空き家オーナーへ供給量調査を実施しつつ、他の手法も平行して模索していきたいと考えております。

【伊藤会長】

事務局より「議題（2）今年度の主な取り組み」をご説明頂きましたが、ご意見などございましたらご発言お願いいたします。

【委員】

特定空家等の除却補助は良いと思うが、管理不全空家等については、判定基準を設けたうえ、認定等行っているのか。

【事務局】

現在、管理不全空家等の認定は行なっていないため、三重県主催の空家等に関する会議の中で認定するうえでの判定基準の設定について各市町間で協議しましたが、判定の線引きが難しいとの意見もあり、本市としても未だ踏み込めていない現状です。

【委員】

確かに判定基準の線引きは難しく、仮に判定基準を策定し、管理不全空家等に認定した場合、所有者と揉めてしまうケースが出てくる可能性があるため、管理不全空家等の解体補助金なども含めて検討していただければ良いと思う。

【事務局】

今後の検討課題とさせていただきます。

【委員】

移住促進空家等リフォームの対象となる空家等の定義を教えてください。

【事務局】

空家法に基づき、概ね1年以上使用実態のない状態の建物を指します。

【委員】

住替え需要調査で、回収数に対して回答数等が一致していないことを教えてください。

【事務局】

1つを選択し回答する質問に対して複数回答や、矛盾回答等があったため、一致せず矛盾が生じましたが、結果としての統計は取れたと考えております。

【委員】

借上型公営住宅の月額家賃を行うためのシミュレーションについて、公営住宅の床面積は60㎡程度であるため、110㎡と設定するのは分かりづらい。

【事務局】

一般的な住宅に住替えた場合のシミュレーションであり、床面積や建設年度などで大きく家賃は変動することを示すために110㎡を設定しました。

【委員】

家賃1/2補助について教えてほしい。

【事務局】

市が空家等オーナーに支払う家賃から入居者が市に支払う家賃を差し引いた1/2の額を国が補助するという仕組みになります。

【委員】

一般的な住宅だと家賃は相当上昇するため、公営住宅の入居者にとってはかなりの経済的負担になると思う。

【事務局】

空家等実態調査を活用して、経済的負担とならない平屋建てなど、安価となる物件を抽出し、供給量調査を実施し進めていきたいと考えています。

【委員】

空家等を活用し、借上型公営住宅とするのは、家賃の問題などがあるため難しいと思うが、そもそも公営住宅の建替えについては、どう考えているのか。

【伊藤会長】

市は総量削減を目指すうえで、建替えは考えていない。

【委員】

民間事業者が建設して、市が借上げることもできるのではないか。

【事務局】

このことについては検討を始めているため、報告事項の中で説明させていただきます。

【伊藤会長】

さまざまなご意見がありましたが、事務局は受け止めてもう一度検討してほしい。

それでは議題（2）については、以上とし、続きまして「議題（3）空家等管理活用支援法人について」を事務局から説明をお願いいたします。

議題（3）空家等管理活用支援法人について

【事務局】

資料3になりますが、令和5年12月13日に施行された空家法において新たに空家等管理活用支援法人が創設されたことから、昨年度の協議会では、支援法人に、借上型公営住宅を運営していくこととなった場合の補完的業務として、借上候補リスト、借上登録リストの作成など業務委託について協議を行い、具体的な戦略を練ってほしい、支援法人の設立については、協会としても努力したいと考えているというご意見をいただいたことから、支援法人の指定を行っていくための、業務の範囲や審査を行うための規定を盛り込んだ要綱を策定していくことを前回説明しており、イメージフローとしては、市が空家等オーナーから借上げるまでの、空家等の状況調査、借上げ候補選定、住宅の募集などを支援法人が行い、借り上げ候補リストを作成し、意思確認を行い物件登録する際の借り上げ登録リストの作成及び市への登録リストの提供などができればと考えておりますが、借上げ型公営住宅については、やはり家賃問題があるため、まずは、その部分を解消して、このような構想について調査研究を重ねていきたいと考えています。

また、和歌山県橋本市は支援法人を1社指定し、支援法人による電話相談、空き家巡回サービス、空き家バンク登録の現地内覧会、空き家セミナーへの講師派遣、空家等活用促進区域設定の提案等市の補完的業務として行っております。

令和6年3月31日時点の支援法人指定数は、全国で8市町あり、まだまだ定着してい

ませんが、市が支援法人を指定できた場合、先ほどありました借上型公営住宅に関する業務委託や、次の議題であります空家等活用促進区域に関する業務など、支援法人に市の業務を補完していただくことで、更なる空家等対策が図れる施策を考えていき、また、支援法人は、市の業務を補完できることについて提案をいただき、必要に応じた市との業務委託や支援法人としての活動を考えていただきたいと思いますので、市では支援法人指定について相談があり、空家等対策の推進の向上が図られる見込みがあれば、要綱を策定し、協議会に諮ることを前提に指定を行っていきたいと考えております。

【伊藤会長】

只今、事務局より「議題（3）」をご説明頂きましたので、ご意見などございましたらご発言お願いいたします。

【委員】

支援法人指定に関する前提条件について、市へ指定における申請を行う場合、まずは、市に申請書を提出すれば良いのか。

【事務局】

市は申請があれば、受付けして審査を行わなければならないが、事前相談ということで、支援法人としての取り組みについて意向など、お話の場を設けさせていただきたいと思います。

また、市としても支援法人に補完していただきたい業務について検討し、市からも提案などできるよう整理していきたいと思います。

【伊藤会長】

それでは議題（3）については、以上といたしますので、続きまして「議題（4）空家等活用促進区域について」を事務局から説明をお願いいたします。

議題（4）空家等活用促進区域について

【事務局】

それでは資料4になりますが、令和5年12月13日に施行された空家法において、新たに空家等活用促進区域の設定に係る制度が創設されたことから、市町村が重点的に空家等の利活用を図るエリアを促進区域として定め、当該区域内で経済的社会的活動の促進のために誘導すべき用途（誘導用途）に対し、都道府県を連携して建築基準法等の規制の合理化を図り、空家等の用途変更や建て替えなどを促進できるようになりました。

イメージとしては、例えば、市街化調整区域内では、飲食店、宿泊施設は基本建築できないため、促進区域を設定し、飲食店、宿泊施設を誘導用途として位置付けた場合、区域内の空家等を活用する場合に限り、飲食店、宿泊施設に用途変更や建て替えを行うことができるという規制緩和の制度です。

国からガイドラインが出ておりますので、抜粋して説明いたします。

促進区域の設定の基本的な考え方ですが、促進区域は、空家等の活用を行うことが最終的な目的ではなく、活用を通じて地域における経済的社会的活動を促進することが目的であるため、中心市街地の活性化、移住・定住、二地域居住、観光振興、地域増進、コミュニティ維持などの目的をもって本制度を活用することが重要であり、メリハリをつけた区域設定を検討することが望ましいと示されており、また、促進区域を設定する際は、当該地区における空家等の活用に関する基本的な事項や空家等の種類、誘導用途等を活用指針に定める必要があることから、都道府県及び市町村の都市計画マスタープラン等との調和を図りながら、検討を進めることが必要であり、市街化調整区域のうち、誘導用途としての開発が見込まれない区域を促進区域に設定することや、市街化調整区域の全域を促進区域に設定することは、制度趣旨からして適切な運用ではないことが示されております。

また、空家等を誘導用途、例えば飲食店や宿泊施設などとして活用しようとする際、建築基準法の接道規制や用途規制が支障となる場合があるため、促進区域では、こうした規制の合理化へのニーズを踏まえ、必要に応じて接道規制や用途規制の特例を設けることができますが、上記特例の対象は促進区域内の空家等に該当する建築物又は空家等の跡地に新築する建築物を指し、跡地は、改正の施行日である令和5年12月13日以降に跡地にあったものが対象となります。

以上、促進区域に関する事項を促進指針に定めるときは、住民の意見を反映させるための措置が必要であることから、ウェブサイトなどにおける意見募集などが想定され、また、促進区域及び促進指針は、空家等対策計画に記載することが必要となります。

それでは、市内の空家等の分布状況ですが、市内に空家等は点在しており、特にこの地域だけ集中しているということではないため、仮に促進区域を設定するのであれば、イメージとして市街化調整区域である長島駅周辺や、企業誘致の産業用地として計画している多度南部地域周辺などいいかもしれません。

令和6年3月31日時点では、全国では未だ指定がない状況ですが、指定予定は、全国で32自治体があり、愛知県では2自治体があると公表されており、全国的にも区域指定がない状況ではありますが、本市としても様子見型でなく、人口減少パッケージに合わせた施策に連携した効果的な区域の設定を検討していくため、庁内空家等対策ワーキング会議を活用して検討していこうと考えています。

【伊藤会長】

只今、事務局より「議題（4）」をご説明頂きましたが、ご意見などございましたらご発言お願いいたします。

【委員】

促進区域設定をする際、空家等の数は関係あるのか。

【事務局】

区域設定の条件の中で、空家等の数についての規定はありません。

【委員】

区域設定を検討していくのであれば、提案やたたき台がないと協議が始まらず、また、区域を設定すれば、都市計画法や建築基準法の規制緩和があるため、特定の地区内に区域を設定した場合、市民目線では公平感に疑義を持たれる可能性もあることから、しっかり根拠をもって設定していく必要がある。

【委員】

促進区域内での規制緩和よりも、開発許可基準を見直す方が先ではないか。

【事務局】

開発許可基準は、市街化調整区域の空家等に関しても賃貸用の住宅等に用途変更できる見直しは行っております。

【伊藤会長】

他にご意見などがなければ、議事につきましては本日予定されてはすべて終了となりましたので、以降の進行については事務局よりお願いいたします。

【事務局（司会）】

それでは、事項書4の報告事項（1）の「空家等を活用した公営住宅（借上型公営住宅）について」を担当者よりご報告させていただきます。

報告事項（1）空家等を活用した公営住宅（借上型公営住宅）について

【事務局】

当市は、公共施設の財政負担の軽減を図るとともに、最適な管理を実現するため、桑名市公共施設等総合管理計画を定めており、公営住宅については、総量削減の手法を検

討し、住宅需要に応じて民間ストックの活用も検討していくと方針を定めております。

後者の民間ストック活用については、先ほどの議題でもありました空家等を活用した借上型公営住宅について検討を開始し、公営住宅の管理戸数の総量を削減していき、棟数の総量削減に繋げるきっかけとしていくことを構想していますが、棟数削減を目指すうえで重要なのが集約化であるためPPP/PFIによる公営住宅の集約化についての検討を本格的に開始いたしました。

また、PPP/PFIの活用については、公共施設等総合管理計画で推進されており、PPPとは、官と民が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実を図る手法であり、例えば総合運動公園や九華公園の公共施設は、市が管理・運営をするのではなく、公共サービスの提供を民間主導で行う指定管理者制度を活用することで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っております。

このように、行政と民間が連携してお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスを実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

また、PFIとは公共事業を実施するための、民間の資金と経営能力、技術力を活用した公共施設等の設計・建設や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

このPFIを公営住宅に置き換えると、民間事業者が公営住宅を建設し、市が借上げ、運営・維持管理は、この民間事業者が行うというイメージですので、こうしたPFI構想について、市営住宅の総量削減・集約化を図るうえで、市内西部と東部に区別し、利便性の良くない地域内での集約化、また利便性の良い地域での集約化を検討し、また、集約化だけでなく、余剰地を活用した多機能化も図った複合施設を目指しております。

この集約化計画は、まちづくり的な要素を含んでいるため、今後は公営住宅のあり方などの検討委員会を設置したいと考えていることから、今後、委員の皆様のお力をお借りしたい場面も出てくると思いますので、引き続き、空家等対策協議会及び各施策への取り組みについて、今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

【事務局（司会）】

ただいま報告させていただきました「空家等を活用した公営住宅（借上型公営住宅）について」何かご意見などございましたらご発言お願ひいたします。

【委員】

市は官民連携についてしっかり考えを持っていることを確認できた。

【事務局】

それでは報告事項については以上となりますが、最後に、事項書5. その他になりますので、事務局より3点報告させていただきます。

【事務局】

1点目の移住促進空家等リフォーム補助金や特定空家等除却補助金について、SNSや情報誌ぽろんを活用しPRしていますが、チラシを準備しておりますので、協会の窓口への配架等にご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に2点目として、PPP/PFIを活用した公営住宅運営を目指すため、国土交通省が募集した「公営住宅に係るPPP/PFI導入促進事業」に、当市の公営住宅の構想に興味を示したコンサルタント事業者により応募した結果、不採択となりましたが、引き続き、PPP/PFIを活用した公営住宅運営を目指してまいります。

3点目として、7月30日に開催されました「三重県宅地建物取引業協会懇談会」でご意見をいただきましたので報告させていただきます。

まず、「相続土地国庫帰属制度」の現状として、建物がある土地の境界が不明等の場合は対象外と条件が厳しく、審査を通過できても10年分の維持管理費として20万円程度必要になるなど、手軽に活用できず、令和5年4月27日から開始され約1年が経過した令和6年6月30日付統計では2,348件の申請に対して564件（24%）の帰属実績、三重県内

での実績は32件（0.1%）でしかありません。

こうした国庫帰属制度の活用が伸び悩んでいる状況の中、打開策としてゼロ不動産バンク創設についてのご意見と、0円で売買が成立した場合の評価額、課税、登記費用などに対する補助制度の要望をいただきましたので、今後、調査・研究を進めていき、当協議会でもご報告させていただきたいと思います。

【事務局】

本日予定をした事項は以上ですべて終了しましたので、令和6年度第1回桑名市空家等対策協議会は閉会とさせていただきますが、今後とも委員の皆様にはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

長時間にわたりご参加いただき、誠にありがとうございました。